


所管部課	市民部 保険年金課		部長	村上 敏彰		
件名	国民健康保険の広域化について					
	区分	○	1. 審議事項		2. 報告事項	
関係事項	条 例					
	規 則					
	部 課					
	機 関					
<p>1. 要 旨</p> <p>国民健康保険における財政基盤の脆弱性等に対応するため、今般、制度改正により、平成30年度より国民健康保険は都道府県単位に広域化されることとなる。この広域化について、平成29年9月22日（金）開催予定の市議会議員全員協議会にて、制度の概要や仕組み等の説明を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となって中心的な役割を担い、市町村とともに国民健康保険制度を運営する。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 広域化により、国民健康保険制度の安定化が図られる。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
3. 留意事項 (問題点等) 説明資料については、9月15日（金）に議員に配布したい。						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、市議会議員全員協議会への議題資料の送付を行う。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。